

1. 会合名	取引所外売買等に関するワーキング・グループ
2. 日 時	平成 30 年 12 月 20 日 (木) 10:00~10:30
3. 議 案	○ PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正 (案) について
4. 主な内容	<p>○ PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正 (案) について</p> <p>事務局より、資料に基づき、前回会合から当該規則の一部改正案の追加及び修正等を行った箇所を中心に説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。</p> <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加会員が認可会員へ注文の取次ぎを行うことが出来る時間は、当該規則改正案第 6 条の 7 第 3 項に記載されている取扱時間内であると理解している。一方で、取扱時間内に取次ぎを行った注文が取扱時間後に成立する可能性はあるのか。 <ul style="list-style-type: none"> → PTS 信用取引の取扱時間が終了する午後 3 時時点に取引が成立していない注文については、注文の取消しを行う仕様であるため、当該規則改正案にある PTS 信用取引の取扱時間後に売買が成立することは無い。 ・ 当該規則改正案のパブリック・コメントの募集については、当局における監督指針に係る改正案の公表後となるのか。 <ul style="list-style-type: none"> → 監督指針改正案のパブリック・コメントの募集が開始された後、本協会のパブリック・コメントの募集を開始する予定である。 ・ 現在、参加会員による取引や残高等の認可会員への報告や、それに基づく認可会員による PTS 信用取引の現在高等の公表について、認可会員と参加会員間で議論しているところである。ただし、PTS 信用取引現在高等は、報告や公表を行う主体だけではなく、投資家や PTS 信用取引を取り扱わない会員の関心も強い統計情報であることから、広く会員からの意見も頂戴したいため、本ワーキング・グループ等にて、議論する機会を設けていただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> → 制度開始までの間に本ワーキング・グループを開催する可能性もあることから、何らかの議論の場は提供できると考えている。 <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>

6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制本部 エクイティ市場部 (03-6665-6770)
-----------------	--------------------------------